

かわまた隆の活動報告

もっと咲け桜川市と市民自治

2023年4月 第6号



今回は、令和5年度第1回定例会（3月7日～22日）の予算や事業をお知らせします。昨年9月の選挙で、私を含め16人が当選しました。それから議会は変わったのでしょうか。今議会から、私と榎戸議員の2人で予算案の修正動議が出せるようになりました。私たちの修正動議に、議員の方はどのような質問をしたのでしょうか。

大和駅北側開発について・・・なぜ、再び、問題にするのでしょうか

たびたび取り上げていますが、30億円余のお金をつぎ込みながら成果ゼロ、いまだに工事が続いています。

第1は、下水道や公園整備などにさらに3億円余を追加することです。一般の企業ならば、倒産か社長はクビです。「これまで30億円余ものお金を使い、もったいないから、無駄にならないように、成果が出るまでもっとお金が必要だ」という姿勢が明確です。

第2に、危惧される宅地開発について、業務代行業者に新たに田口建設がメンバーに入り何とか、実施しようと模索しています。売れない宅地となり傷口がさらに拡大します。

第3は、昨年の7月以来、全員協議会の場で、新たな商業開発の打診があるとして、うわさによる「やつてる感」に腐心しています。大和ハウス、サンヨーホーム、ダイヤモンド地所、そうそうドンキホーテもありましたね。

<予算案の修正動議を提案しました>

修正動議は2つ。まずは、一般会計の大和駅北側の開発事業費（主に公園部分の整備費）の全削除（管理費は残す）。2つ目は、下水道事業費会計で計画している宅地開発地に接続する管路整備費の全削除です。「提案理由」は、「市費は最小限に抑える。民間事業、民間資金で行うという当初の目標に立ち返り、抜本的な見直しを行うために削除する。」です。

<修正動議の理由や内容は4点です>

第1に、このような地域開発事業は必ずリスクを伴うので、需要面の調査（商業、住宅の立地可能性調査）を何度も慎重に行い、進出意向のある相手に合わせ絞り込んでいく手法をとるが、全く、需要面の調査は行っていない。どんな需要（進出意向）があるかも分からないままの開発です。

第2は、債務負担行為（債務保証）を2つ議決しているが、執行部も議会も、債務保証をよく理解しておらず、真剣に考えれば、債務保証はしないはず。債務保証とは、桜川市が連帯保証人になり、損失が出た場合には肩代わりすることです。

・平成27年度の議決は「土地開発公社が用地取得を行うに当たっての借入金についての債務保証（限度額5億円余）」です。問題はこの返済期限。「土地開発公社の解散の日まで」となっています。これではいつ返済されるのか、本当に返済されるのかも分かりません。返済期限なしの借金は贈与といわれています。

・次の令和2年度の議決は、「土地開発公社の造成事業等（限度額5億円）」です。開発許可に当たり、土地開発公社の「資力信用を証する書類」として必要だとして議決しました。令和3年10月に開発協議が成立し、もはや必要ありませんが、造成事業が終わるまで必要だと説明を変更しました。債務保証で「お金の支出がなくとも仕事ができる」と説明していますが、これはうまくいった時のお話、失敗すれば、市民の税金で負担することになります。桜川市は、合わせて10億円の損失があり得ることを覚悟して連帯保証人になったのでしょうか。

第3に、宅地開発工事などを行う業務代行業者が工事着手の前に、通常の民間事業者と同じように、宅地の売買予約を行い、7割以上確保してから工事に着手すべきことです。将来性が高いので、市長や推進派の議員は手付金を支払い売買予約をするはず。将来性が高いので、市長や推進派の議員は手付金を支払い売買予約をするはず。将来性が高いので、市長や推進派の議員は手付金を支払い売買予約をするはず。

第4に、住民監査請求（地方自治法第242条）を覚悟しておくことです。事業の進め方など、余りに欠陥の多い事業だからです。

<質問、討論はどうなったでしょうか・・・多くの議員は黙して語らず>

質問は、林議員から公園整備予算と債務保証についてありましたが、他の議員は沈黙です。

一般会計予算案の賛成討論で、市村議員から「大型遊具のある公園ができて好評である」旨の賛成意見がありましたが、大和駅北側開発は、大型商業施設や住宅地開発が目的のほずですが、結局、予算案の修正動議は反対討論もなく、沈黙のまま否決されました。



桜川消防署の設計業者の代表者は誰か

県西病院の跡地で、桜川消防署の建設が進んでいます。筑西広域事務組合の事業で約16億円の建設費。その設計業者は、(株) andHAND建築設計事務所で代表者は飯島洋省氏、その設計費は1億1,330万円です。現職の市議会議員です。奇妙なことに、私の質問に対し、執行部は、契約者の支店長名を答えたり、萩原議長は、(広域事務組合の件なので) 個別に聞いてくれと言ったり、本会議場で答えることを懸命に避けようとしてました。

地方自治法の92条の2「議員の兼業禁止」は、議員が代表を務める会社等が請負（委託なども含む）を行うことを禁じています。議員の地位を利用しての利益誘導を防ぐためです。桜川消防署の設計業者の選定は提案型公募で、2社が登録しましたが、その後、なぜか、1社は辞退。この条文は、当該市の仕事だけが対象であり、広域事務組合には適用されません。そこで、筑西市・結城市は、広域事務組合の仕事でも、議員が代表をつとめる会社等が請け負うことを「市の条例」で禁じています。「筑西市議会議員政治倫理条例」です。桜川市にはありません。高潔さを誇るはずの桜川市議会に「政治倫理条例」がないのは不思議です。

大和地区教育後援会の寄附集め・教育備品を寄附で買うべきか

桜川市の多くの学校には教育後援会があり、寄附金を集め学校に教育備品を寄附しています。これはおかしいと友人が頼みましたので、私は紹介議員になりました。

頼みの要旨は次のとおり。

- ① この後援会で1000円（保護者）、500円（その他家庭）の寄附を募り教育備品を購入し学校に寄附しているが、教育備品は市の教育予算でまかなうべきものだ。
- ② これは、憲法第26条「義務教育はこれを無償とする」や地方財政法第4条の5「割当的寄附金等の禁止」に該当し違反している。
- ③ 学校は教育備品の寄附を断るとともに、市の教育予算の増額を強く期待する。
- ④ なお、関東地区大会出場などでの、真の自発的寄附を否定するものではない。

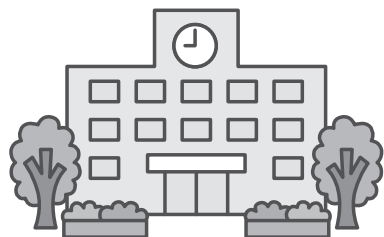
<文教厚生常任委員会の審議の結果は>

- ① 学校教育の振興を図ることに賛同した方の（寄附であり、学校が）教育備品の寄附の申し出でを拒否する必要はない。
- ② 教育委員会は必要な予算を配分している。
- ③ 割当的な寄附か否かは、大和地区（審査報告書では本木地区となっているか）で協議すべきことで教育委員会が関わることはない。
- ④ 不採択多数（採択賛成：榎戸議員）で、不採択にする。

<なぜ、このような寄附が続くのでしょうか>

この頼みには、国会では教育や福祉予算の増額を語る共産党や公明党も不採択でした。教育委員会の資料では、市内13校のうち、南飯田小、岩瀬東中には寄附はなく、11校で約940万円の寄附です。また、保護者だけから募金する学校、その他家庭からも募金する学校など、寄附の形態はさまざまです。岩瀬西中は保護者から年1万円以上の寄附を集めます。

教育振興に賛同しても、賛同＝寄附ではありません。「寄附を断ることができる。」とも書かれていません。教育後援会は、寄附を集める努力ではなく、教育予算が足りないならば、市長や市議会に陳情、頼みすることにまずは力を注ぐべきです。教育予算に熱心な市長や議員を選ぶようにすべきです。



地域にはよき習わしもありますが、以前からやっているからと、漫然と引き継いでいる慣習もあります。新しい市民はとまどうでしょう。昭和50年前半まで、市町村財政が厳しい時代に、「強制的な寄附」をよく耳にしました。今に続いているとは驚きです。

第2次桜川市男女共同参画推進プラン2019～2028の進捗状況はどうでしょうか



『さらば、男性政治』（岩波新書、三浦まり）を読みました。「ジェンダー平等で多様性のある政治の実現」。全く同感です。10年計画の「参画推進プラン」の中間年ですので、進行管理を質問しました。進行管理は意識調査となっており、「習慣、しきたりにおいて男女が平等になっていると思う割合」の項目があります。この推移は、計画策定作業時の平成29年が11.5%、令和3年が20.6%です。皆さんの実感はいかがですか。

また、桜川市でも、児童虐待やDV被害があります。児童虐待は年30件以上で高止まり、DV被害は増加しています。男女の人権が尊重され、人権を大切に市民意識を高めることが、個々人の「生きづらさ」をなくす一つの方法でしょう。「参画推進プラン」の進展が注目されます。

<会計年度任用職員が270人、うち女性が68%です>

桜川市には、常勤の職員に対して年度内雇用の職員が約270人、そのうち184人(68%)は女性です。給与は高卒初任給並みの15～16万円ほど。国は大卒並みの18万円程度を例示しています。ILO（国際労働機関）が1999年に掲げたディーセントワーク（尊敬される仕事）やリビング・ウェッジ（生活できる賃金）、能力向上のための研修機会などを質問しました。このような不安定で低賃金の公務労働は、シビルサーバント（市民に奉仕する公務労働者）の働きがいや能力向上を阻害します。とくに、会計年度任用職員には女性の割合が多い。さまざまな負担がかかっていることがわかります。これからも質問をしていきます。

*今号は以上です。

引き続き、水道問題、太陽光発電施設など、報告していきます。

〒309-1231 桜川市本木1448 川股 隆
E-mail: kawamata27takashi@gmail.com
電話: 0296-58-7034
HP: kawamata-takashi.sakuraweb.com

かわまた隆
公式ホームページ



※このチラシは再生紙を使用しています